

## 第7章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1. 庁内連携

この計画の推進には、保健医療福祉に限らず、防災、交通、教育、環境、産業、建設等のさまざまな分野が関係しています。そのため、地域をより良くする活動に取り組む庁内の関係課と情報の共有化と連携を図りながら計画を推進します。

#### 2. 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、住民・自治会・民生委員児童委員・福祉委員・福祉関係者等が、それぞれ役割を担い、お互いに連携・協力して取り組みを主体的に進めることが必要です。そのために各機関と情報共有や連携の強化を図ります。

### 第2節 計画の広報

この計画推進にあたっては、多くの住民の参加と取り組みが必要です。広く周知を図るため、町や社協のホームページへの掲載や概要版の配布などを行います。また自治会等のさまざまな行事の場を活用し一層の周知を図ります。

### 第3節 計画の進捗管理

この計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況について定期的に把握・評価を行うことが必要です。そのために毎年計画の進行管理や評価を行い、「吉賀町地域福祉（活動）計画策定委員会」に報告し、検証を行います。